

令和7年度 燕市任期付職員試験案内

【職種：保健師または栄養士】

1. 試験職種、採用予定人員及び受験資格等

試験職種	採用・登録 予定人員	受験資格	業務内容
保健師または 栄養士 【育児休業代替 任期付、一般任 期付等】	若干名	保健師免許または栄養士の資格を有し、パソコンのワープロ・表計算ソフトを活用して表やグラフを用いた文書の作成ができる人 ※年齢の要件はありません。	【保健師】健康診査、健康教育、健康相談、家庭訪問、保健・福祉サービス等の業務に従事します。 【栄養士】栄養に関する計画・指導・助言等の業務に従事します。

任期付職員とは、任用期間が定められている正規職員です。任用後は、任期の定めのない正規職員と同様に一般職員として各種行政事務に主体的に従事します。

任期が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）は、原則として正規職員と同様の扱いとなります。業務の状況により、時間外や土・日曜日、祝日も勤務が必要な場合があります。また、任用は条件付で、原則として任用から6か月間を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。

2. 採用期日および任用期間

(1) 採用期日

職員の欠員や育児休業期間等に応じて任用期間を設定し、順次採用します。

(2) 任用期間

① 育児休業代替任期付職員

概ね1年以上2年未満

※代替される職員が産前産後休暇を含む育児休業を取得する場合、任用期間が1年を超える場合があります（最長2年10月）。なお、代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、任用期間が短縮され、その時点で任期満了により退職していただくことになります。

② 一般任期付職員等（一般任期付職員・臨時的任用職員）

令和7年4月1日から令和8年3月末まで（一般任期付職員の場合は、勤務実績や業務量等により3年以内の範囲で更新する可能性があります。）

※欠員などの状況により、令和7年4月2日以降に任用されることもあり、その場合の任用期間の最終日は上記と同じとなります。

3. 欠格事項

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 燕市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (5) 平成11年改正前民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心身耗弱を原因とするもの以外）

4. 受験申込み

(1) 受付期間

令和7年2月18日（火）から令和7年3月10日（月）まで（土・日曜日、祝日を除く）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所

燕市役所 3階 4番窓口（総務部総務課人事係）

※郵送の場合は封筒の表面に「燕市任期付職員試験受験」と赤字で書き、裏面に受験申込者の住所・氏名を記入し、必ず、書留等確実な方法をとってください。普通郵便等による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねます。

(4) 提出書類

① 燕市任期付職員試験受験申込書（両面印刷）

② 写真 縦4.0cm×横3.0cm 1枚

上半身、脱帽、正面向きで6か月以内に撮影したもの。裏面に試験職種、氏名を記入し、受験申込書に貼付してください。

③ 資格を有することを証明できる書類の写し（本籍地が表示されている場合は、本籍地名を隠した写しを提出してください。）

※申込みをするときに必要な書類等が不足している場合は、受け付けできません。

※受験申込書については、燕市のホームページからダウンロードして、A4判のまま必要事項を記入等のうえ提出することもできます。

※受験申込書は市販の履歴書に替えることもできます。

5. 試験の方法・試験日・会場等

科 目	日時	会場等	内容・備考
面接試験	別途連絡する 日時 ※人数に応じて 随時実施	燕市役所 (燕市吉田西太 田1934番地)	個別面接の方法により行います。 詳しい日程は、申込み受付期間終了後に送付する実施通知にてご確認ください。

※作文試験は活字印刷文により出題し、面接は口述式により行います。

※申込者多数の場合は、試験日を別に設定する場合があります。

6. 合格者の決定及び発表

試験の結果に基づいて合格者を決定し、試験日から2週間以内に受験者に通知します。

7. 合格から任用まで

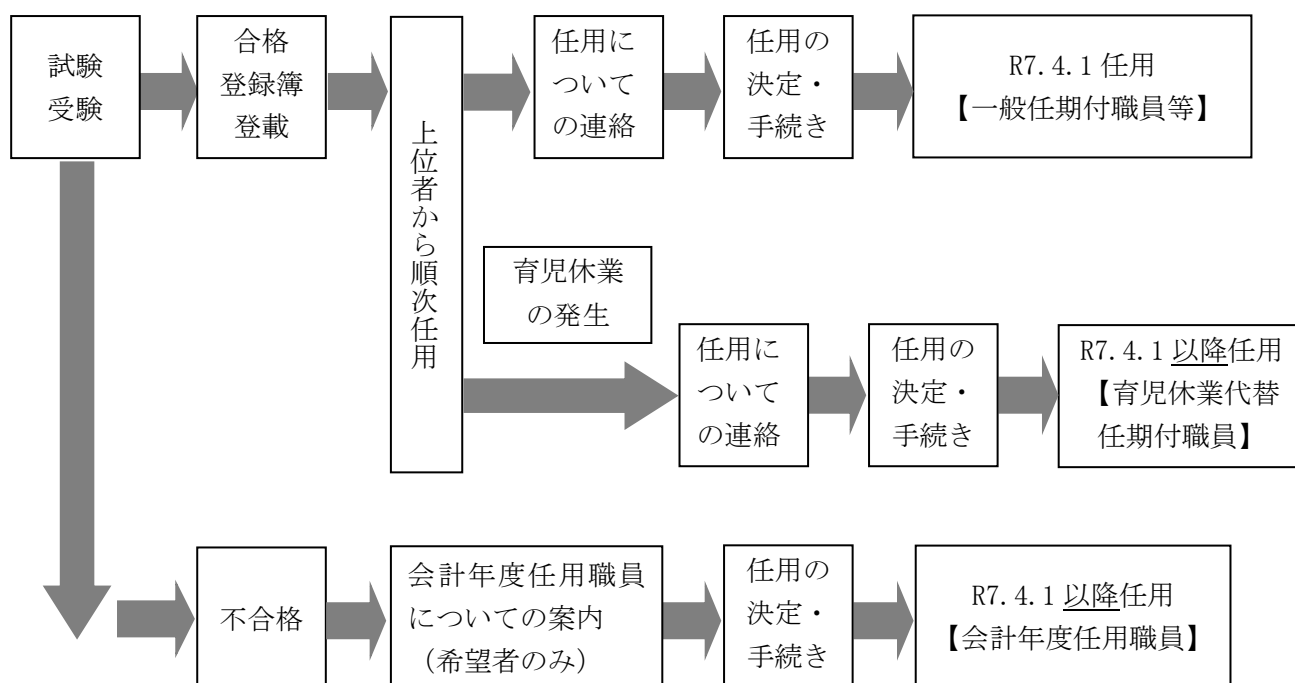
- (1) 合格者は、任用候補者名簿に登録され、登録後は、職員の欠員状況や育児休業の取得状況に応じて、成績順に順次採用となる旨を連絡します。また、登録簿への登録期間は合格日を起点とし、3年間です。ただし、一般任期付職員等としての登録期間は令和7年度末までです。

※任用は不定期であり、すぐに任用されない場合があるほか、登録されても必ずしも任用されるとは限りません。

※任用期間は2.採用期日および任用期間を参照。

- (3) 申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。

<参考>任用までの流れ



8. 勤務条件

- (1) 給与（令和7年4月1日現在）

給料のほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当が支給されます。

採用された職員の給与は経験、手当の状況によって異なりますが、概ね下記の通りです。

区分	大学卒業後、職務経験が 5年間ある場合
給料	233,300円
年収見込	350万円程度

(2) 勤務時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（休憩 60 分含む）

(3) 休日

土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

※ 勤務時間及び休日については、職種及び勤務場所等により異なることがあります。

(4) 休暇等

年次有給休暇は、任用月により年度で最大 20 日付与されます（4 月 1 日任用の場合、初年度は 20 日）。使用しなかった日数は翌年度に 20 日を限度として繰り越すことができます。

このほか、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季等）、介護休暇制度等があります。

なお、育児休業代替任期付職員として任用された場合、育児休業を取得することはできません。

9. その他

(1) 受験に際して取得した個人情報、試験における事務以外には使用しません。また、提出された書類は返却しません。

(2) 前記 (1) にかかわらず、燕市会計年度任用職員を希望する場合は、受験に際して取得した個人情報を必要な範囲で使用し、情報提供させていただくことがあります。

※必要に応じて情報提供させていただきますので、すべての募集の情報提供をするものではありません。

(3) 任期付職員への採用は、任期の定めのない正規職員の採用とは無関係であり、優先権を与えるものではありません。任期の定めのない正規職員となるためには、そのための採用試験に合格しなければなりません。

10. 問合せ先

燕市役所 総務部総務課人事係（庁舎 3 階 4 番窓口）

〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地 TEL 0256-77-8318